

**居宅介護支援契約書  
重要事項説明書  
個人情報使用同意書**

**医療法人コスモス  
居宅介護支援事業所 コスモス松川**

# 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」という。）と居宅介護支援事業所コスモス松川（以下、「事業者」という。）は、事業者が提供する指定居宅介護支援について、以下のとおり契約を締結します。

## 第1条（居宅介護支援の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

## 第2条（契約期間）

- 1、この契約の期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から契約の解約日までとします。
- 2、上記の契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、事業者が利用者に対して契約更新の意志を確認し、契約を継続することとします。

## 第3条（居宅介護支援の担当者）

- 1、事業者は、居宅介護支援の担当者（以下、「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2、事業者は、担当者を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3、事業者は担当者に対して、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意を持ってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。
- 4、担当者は常に身分証を携帯し、初回訪問時及び甲や甲の家庭から呈示を求められたときは、いつでも身分証を呈示します。

## 第4条（居宅介護サービス計画の作成・変更等）

- 1、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は予防に資するよう「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 2、事業者は、利用者が居宅介護サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者への連絡調整等を行います。
- 3、事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内でサービス内容の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。
- 4、事業者はこの「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第5条（居宅介護支援の内容及びその提供）

- 1、利用者が提供を受ける居宅介護支援の内容は「契約書」に定めたとおりです。
- 2、事業者は、「契約書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3、事業者は、一定期間ごとに「居宅サービス計画」に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を「居宅サービス共通記録書」等の書面に記載して、利用者に説明のうえ提出します。
- 4、事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完結の日から2年間（苦情、事故等の記録に関しては5年間）保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりそのコピーを交付します。

## 第6条（利用者の実費負担及びその変更）

- 1、居宅介護支援については、事業者に対して介護保険制度から給付が行われるので自己負担をする必要はありません。ただし、保険料の滞納などがある場合にはこの限りではありません。
- 2、利用者が負担すべき金額のうち、関係法例に基づいて決められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関係法例にしたがって改定後の金額が適用されます。

## 第7条（施設入所への支援）

- 1、事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

## 第8条（緊急時の対応）

- 1、事業者は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変を生じた場合、その他必要な場合は、速やかに必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

## 第9条（秘密保持）

- 1、事業者は、サービスを提供する上で知り得た甲及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、サービス提供事業への指示等を行うために必要な情報提供をすることができます。

## 第10条（中立義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏ることのないよう、又は特定の居宅サービス事業所等による居宅サービスを利用するよう利用者を誘導し、又は利用者に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのない公正中立に行います。

## 第11条（利用者の解約権）

- 1、利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間を持って、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院など、やむをえない事情がある場合は、事業者に通告することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2、次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
  - (2) 事業者が、守秘義務に反したとき
  - (3) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
  - (4) 事業者が、破産申立をしたとき

## 第12条（事業者の解約権）

- 1、事業者は、やむをえない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前に理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2、事業者は、利用者又はその家族等が事業者やサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行ったとき、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3、事業者は、契約の解約または終了に際しては、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者又はその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

## 第13条（契約の終了）

- 1、次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - (1) 第2条の利用者から事前に更新の合意がなされず、契約の有効期限が満了したとき
  - (2) 第11条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - (3) 第12条の条件が満たされ、事業者から契約解約の意思表示がなされたとき
  - (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
    - ア、利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき
    - イ、利用者について要介護認定がうけられなかったとき
    - ウ、利用者の要介護認定が自立（非該当）と認定されたとき
    - エ、利用者が死亡したとき
- 2、事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の居宅介護支援事業者への関係記録（写し）の引継、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

## 第14条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

## 第15条（苦情対応）

- 1、利用者は、事業者が提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2、事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3、事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

## 第16条（利用者代理人）

利用者は、代理人を選任し、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

## 第17条（裁判管轄）

この契約に関する紛争は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一裁判所とすることをあらかじめ合意します。

## 第18条（契約外条項など）

この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

## 第19条（虐待の防止）

1、事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 松下 真紀
-------------	-----------

(2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(3) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。

(4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

(5) 成年後見制度の利用を支援します。

2、事業者は、虐待を受けたと思われる利用者をサービス提供中に発見した場合は、速やかに、これを市町村（保険者）に報告します。

## 第20条（業務継続計画の策定）

事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため事業継続に向けた計画（業務継続計画）の策定、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 第21条（衛生管理等）

事業者は、事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 第22条（ハラスメント）

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 あなたへのサービス担当窓口

担当者氏名	松下 真紀
電話番号	0265-36-7015 月曜～金曜 (8:30～17:30)

☆ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2 事業所の概要

### (1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 コスモス松川
責任者名	管理者 松下 真紀
所在地	〒399-3303 下伊那郡松川町元大島1560
連絡先	電話0265-36-7015
	FAX0265-36-7038
事業者指定番号	居宅介護 (長野県 2072501014号)
サービス提供地域	松川町・高森町・豊丘村・中川村・飯島町

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名  
介護支援専門員 1名

### (3) サービス提供の時間帯

営業日	月～金 ※ただし、8/15・16、12/30～1/3を除く。
営業時間	午前8:30～午後5:30

日・時等については相談に応じます。

## 3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成または変更
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理票の作成

## 4 利用料金

### (1) 利用料

#### **利用者負担はありません。**

要介護又は要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金を支払い、支援事業者はサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、各町村介護保険担当へ提出すると、保険給付分の払戻を受けられます。

#### **【基本利用料】**

基本単位（1ヶ月あたり）		
居宅介護支援費 I (i)	要介護 1・2	1,086 単位
	要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費 I (ii)	要介護 1・2	544 単位
	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費 I (iii)	要介護 1・2	326 単位
	要介護 3・4・5	422 単位

取扱件数 (i) 45 件未満 (ii) 45 件以上 60 件未満 (iii) 60 件以上

※基本単位は厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら基本単位も自動的に改訂されます。その場合は、新しい基本単位を書面でお知らせします。

### (2) 交通費

- ・サービス提供地区内の方は無料です。
- ・サービス提供区域を越えてサービスを行う必要がある場合は、交通費をご負担いただきます。

### (3) 解約（キャンセル）料

お客様の都合により解約された場合、介護報酬月額の 60%にあたる料金をいただきます。

### (4) その他の費用

支援事業者が作成した書類等の写し等を希望される場合、コピー代をいただく場合がございます。

## 5 居宅介護支援事業所コスモス松川の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的 及び 運営方針

- 1) 要支援状態及び要介護状態にある高齢者に対し、適正なケアマネジメントを行います。
- 2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (2) 居宅介護支援の実施概要

- 1) 居宅サービス計画の作成または変更を行います。
- 2) 利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者との連絡を行います。
- 3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介とその他の便宜の提供に努めます。
- 4) 使用する課題分析表は MDS-HC 方式又は課題分析標準項目に基づく事業所独自の様式です。
- 5) 利用者の相談を受ける場所は、当事業所の他、利用者の希望に応じます。
- 6) サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者のご自宅とさせていただきます。
- 7) 介護支援専門員は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握します。
- 8) 当該指定居宅介護支援事業所において前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画のうち訪問介護等が占める割合や同一の指定居宅サービス事業者等が占める割合等について、別紙1のとおりです。

### (3) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	○	ご希望により介護支援専門員の変更が可能です。 他事業所を希望される場合は申し出て下さい。
調査（課題把握の方法）	○	MDS-HC 方式又は課題分析標準項目に基づく事業所独自の様式にて行います。
介護支援専門員への研修の有無	○	年2~3回職員の研修を行っています。
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中でお客様のご都合により 解約した場合の解約料	○	介護報酬月額の60%をいただきます。
その他		利用者のプライバシーは厳重に管理します。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご親族へ連絡します。

主 治 医	主治医氏名	
	連絡先	
ご 家 族	氏 名	
	連絡先	

## 7 秘密保持について

契約書第9条にもありますように、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する個人情報については、生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。あらかじめ文書により同意を得た場合は、サービス提供事業所への指示等を行うために必要な情報提供をさせて頂きます。

## 8 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

## 9 サービス内容に関する苦情の連絡先

当事業所お客さま相談窓口	居宅介護支援事業所コスモス松川 担当 松下真紀 電話 0265-36-7015
各町村の相談窓口	松川町役場保健福祉課高齢者係 0265-36-7022 高森町役場健康福祉課介護支援係 0265-35-9412 豊丘村役場住民課介護保険係 0265-35-9064 中川村役場保健福祉課保健係 0265-88-3001 飯島町役場住民福祉課福祉係 0265-86-3111
国民健康保険団体連合会	長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 電話 026-238-1580

## 10 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 コスモス
代表者役職・氏名	清水 健
所 在 地	長野市小島田町380番地
電話番号	026-285-2654

**【長野市の事業所】** 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、老人保健施設、療養型病床施設、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション  
グループホーム、短期入所生活介護事業所  
通所介護、通所リハビリテーション、  
小規模多機能型居宅介護事業所、介護付有料老人ホーム 等

**【松川町内事業所】** 居宅介護支援事業所 コスモス松川  
所在地・電話番号 下伊那郡松川町元大島 1560 番地  
0265-36-7015

通所介護事業所 コスモス松川デイサービスセンター  
所在地・電話番号 下伊那郡松川町元大島 1655 番地  
0265-36-7017

認知症対応型共同生活介護 グループホームコスモス松川  
所在地・電話番号 下伊那郡松川町元大島 1629 番地の3  
0265-36-7062

小規模多機能型居宅介護 コスモス松川（コスモスホーム）  
所在地・電話番号 下伊那郡松川町元大島 1560 番地  
0265-36-7037

別紙

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%
通所介護	%
地域密着型介護	%
福祉用具貸与	%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○事業所 %	○事業所 %	○事業所 %
通所介護	○事業所 %	○事業所 %	○事業所 %
地域密着型介護	○事業所 %	○事業所 %	○事業所 %
福祉用具貸与	○事業所 %	○事業所 %	○事業所 %

③判定期間 (令和 年度)

- 前期（3月1日から8月末日）  
 後期（9月1日から2月末日）

## 〈利用同意書〉

居宅介護支援の提供開始にあたり、契約書及び重要事項の説明を受け、十分に理解した上で記載事項全てについてここに同意します。

契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

### 【利用者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

### 【上記代理人】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

事業者はサービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項について説明を行いました。

### 【支援事業所】

住 所 〒399-3303 松川町元大島1560番地

名 称 居宅介護支援事業所コスモス松川

代表者 管理者 松下 真紀 印

電 話 0265-36-7015

(事業者指定番号 長野県 2072501014)

### 【説 明 者】

所 属 居宅介護支援事業所 コスモス松川

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

【居宅介護支援事業所コスモス松川】

## 個人情報使用同意書

### 1 使用目的

- (1)介護保険における介護認定の申請及び更新、変更の為
- (2)利用者に係る居宅サービス計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議等での情報提供の為
- (3)医療機関、介護サービス事業所、保険者、その他社会福祉団体等との連絡調整の為
- (4)利用者が医療サービスを希望している場合及び、主治医への意見を求める必要がある時
- (5)行政の開催する地域ケア会議等
- (6)その他、サービス提供上で必要な場合

### 2 使用条件

個人情報の使用はサービス提供に関わる目的の範囲内で必要最小限とし、関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払います。

### 3 使用期間

介護サービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

私(及び私の家族)は、個人情報を使用することについて同意します。

年      月      日

【利用者】

住 所 :

氏 名 : 印

【上記代理人】

住 所 :

氏 名 : 印